

令和5年 第6回厚沢部町農業委員会総会議事録									
招集年月日	令和5年12月15日								
招集の場所	厚沢部役場2階 第一会議室								
会議の日時	開会	令和5年12月21日 午後 4時00分							
	閉会	令和5年12月21日 午後 5時00分							
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者 名								
出席委員	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名	
	1番 会長	外崎 明	7番 委員	下川部 和宏	13番 委員	由利 昭人			
	2番 委員	吉田 藍	8番 委員	川口 豊	14番 委員	佐藤 貴彦			
	3番 委員	佐藤 美登子	9番 委員	西口 智章					
	4番 委員	木村 卓也	10番 委員	奈良 和人					
	5番 委員	齋藤 和博	11番 委員	木口 幸弘					
	6番 委員	前田 秀幸	12番 委員	佐藤 龍也					
参 与	事務局長 沼下 利広 総務係 谷口 方基								
議案説明のため出席した者 なし									
令和5年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。									
会議録 署名委員	農委会長 3番 _____ 9番 _____ _____								

会 議 の 経 過

事務局長	<p>全員おそろいですので、これより、第6回厚沢部町農業委員会総会を始めます。開催にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。</p>
外崎会長	<p>皆様、お疲れ様です。個人ごとではございますが、私の入院で皆様にはご迷惑をお掛けしまして、大変申し訳ございませんでした。なんとか総会に間に合うように退院してきましたので、どうぞよろしく願いいたします。また、私が入院している際には、代理の吉田委員が土地改良区と議会の懇親会に出席していただきました。本当にありがとうございました。それでは総会に入りたいと思います。よろしく願いします。</p> <p>日程第1、出席者の報告。14名全員出席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、3番佐藤美登子委員、9番西口委員お願いいたします。</p> <p>日程第3に入りたいと思います。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。</p> <p>1番 借主は鶉町の〇〇〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇〇〇一さん、土地の所在は鶉町〇〇〇-〇-〇。地目は公簿・現況ともに記載のとおり。面積は6,562㎡、契約期間は平成28年3月28日から令和8年3月27日までの10年間でした。所有権移転のための解約です。</p> <p>2番 借主は鶉町の〇〇〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇〇-〇ほか5筆。公募・現況ともに記載のとおり。合計面積は63,631.87㎡です。契約期間は令和5年4月28日から令和10年4月27日までの5年間でした。所有権移転のための解約です。</p> <p>3番 借主は鶉町の〇〇〇〇〇〇さん、貸主は鶉町の〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇〇〇。公募・現況ともに田。合計面積は11,966㎡です。契約期間は令和5年8月24日から令和8年12月31日までの3年間でした。所有権移転のための解約です。</p>
外崎会長	事務局説明が終わりました。質問や意見はありますか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは続いて議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第1号 下記のとおり利用権を設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので適否について意見を求めます。</p> <p>1番 譲受人は上ノ国町の〇〇〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇〇-〇外4筆、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は65,822㎡。対価は10aあたり25,000円となっています。</p>
外崎会長	事務局の説明が終わりました。質問や意見はありますか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。

外崎会長	<p>それでは申請通り許可します。 続いて議案第2号農用地利用集積計画について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。</p> <p>1番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇〇-〇、地目は公募現況ともに記載のとおり。面積は6,562㎡、対価は10aあたり70,000円となっています。</p> <p>2番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇〇-〇ほか6筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は63,840.87㎡、対価は田で約100,000円、畑で約50,000円です。</p> <p>3番 譲受人は鶉町の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶉町の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉町〇〇〇-〇ほか1筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は57,456㎡、対価は田で160,000円、畑で60,000円です。</p> <p>4番 譲受人は上里の〇〇〇〇さん、譲渡人は上里の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は上里〇〇〇ほか3筆、地目は公募現況ともに田。合計面積は15,026㎡、対価は10aあたり150,000円です。</p> <p>5番 譲受人は赤沼町の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇〇、地目は公募現況ともに田。面積は2,944㎡、対価は10aあたり80,000円です。となっています。</p>
外崎会長	事務局の説明が終わりました。1番から補足説明をお願いします。
川口委員	8番です。場所はうずら温泉の通りです。地番の形が作付けほ場と形が合ってなく、いびつな形のため、本来8月総会にて全て買う予定でしたが、1筆漏れておりました。対価については、8月に作付けほ場面積で計算し、金額を決定しているとのことです。今回はその際に漏れていた1筆を所有権移転するものです。
奈良委員	10番です。場所はうずら温泉の通りと厚沢部林産の場所です。〇〇〇さんが高齢のため手放したいとのことです。対価については農地の条件があまり良くないということで、この金額となりました。
川口委員	8番です。元々〇〇〇さんが借りていたため、買うこととなったようです。一部農地の条件も良くないとのことでしたので、この金額となったとのことです。
佐藤委員	3番です。〇〇〇さんが高齢ということで、〇〇さんが借りていたこともあるということで、買うということです。
木口委員	11番です。〇〇さんが高齢のため、管理ができないということで、隣接している〇〇さんが買うこととなりました。単価は低いですが、農地の条件が良くないということでこの金額となったようです。
外崎会長	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。
委員	ありません。
外崎会長	それでは申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。

外崎会長	<p>それでは申請通り許可します。 続いて議案第3号 農用地利用集積計画による賃貸借について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。</p> <p>1番、譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇〇-〇〇ほか1筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は55,493㎡、貸借期間は10年間で、対価は10aあたり5,000円です。更新の案件です。</p> <p>2番、譲受人は社の山の〇〇〇〇さん、譲渡人は木間内の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は木間内〇〇-〇〇ほか12筆。地目は公簿・現況ともに記載のとおり。合計面積は56,408㎡、貸借期間は3年間で、対価は10aあたり7,800円です。更新の案件です。</p> <p>3番、譲受人は赤沼町の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇〇-〇〇ほか4筆。地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は9,771㎡、貸借期間は5年間で、対価は10aあたり5,000円です。更新の案件です。</p>
外崎会長	<p>事務局説明が終わりました。質問や意見はありますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
外崎会長	<p>それでは申請どおり許可してよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
外崎会長	<p>それでは申請通り許可します。</p> <p>他になれば第6回農業委員会総会を閉会します。</p> <p>～了～</p>